

新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応について

別添

1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。
 - 対象者
被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
 - 支給要件
労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
 - 支給額
直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数
※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。
 - 適用
令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）